

消費者センター情報

道内で住宅用火災報知器設置の悪質な業者が出現しています。注意ください！

手口

・自宅を訪問し、「今すぐ付けなければいけない」などと購入を急がせます。

・消防職員などを装い販売します。

※市職員、消防署職員や消防団員が訪問販売をしたり、特定の業者に委託することはありません。

※住宅用火災報知器は、市内の家電販売店及び電気工事店でも購入できます。価格は、種類・購入個数によって異なりますが、1個4千円〜7千円程度です。

「訪問販売で購入したが解約したい場合」

契約日から8日以内であれば、解約出来るクーリング・オフ制度が適用されます。(購入額3千円未満は除く)

消費者センター

☎(24) 7779番

受付時間 10時〜11時45分
13時〜16時30分

行政相談週間

毎日の暮らしの中で、国や特殊法人の仕事について苦情や要望はありませんか。

総務大臣から委嘱された行政相談委員が皆さんの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守されますので安心して相談ください。

日時

・市役所1階市民相談室

10月9日(火) 13時〜16時

15日(月) 10時〜12時

・渚滑出張所

10月16日(火) 10時〜12時

・上渚滑支所

10月17日(水) 10時〜12時

※相談は、この日時以外も随時対応しています。

相談員

・政岡 昭行政相談員

(落石4 ☎(24) 3762番)

・船山洋明行政相談員

(花園2 ☎(24) 4712番)

企画調整課公聴広報係

☎内線 218・443番

秋の火災予防運動

10月15日(月)〜10月31日(水)
『火は見てる あなたが離れる その時を』

これからは、空気が乾燥し、暖房機器を使用する機会も多く火災の多い時期です。火の取扱いには十分注意してください。

運動期間中は、21時に20秒間、市内・元紋別・渚滑・上渚滑・小向・沼の上でサイレンを鳴らしますので火災と間違えないよう注意願います。



☆住宅用火災警報器を設置しましょう！！

Q. 家のどこにつければいいの？

A. 警報器は家族の寝室に設置します。寝室が2階以上にある場合には階段にも設置が必要です。

【住宅100軒あたりの火災による死者数】

・住宅用火災警報器等無し〜6.1人

・住宅用火災警報器等有り〜1.8人

※紋別消防後援会から寄贈された火災や防災に関するビデオテープを広く一般市民、事業所及び学校等に貸出をしていますので、気軽に申込みください。

消防署 ☎(23)0119番

みんなが幸せな社会のために

男と女が、職場で、地域で、家庭で、個性と能力を発揮できる「共同参画社会」を実現させましょう！

男女共同参画社会をめざして Vol.15

Q 4月に改正された男女雇用機会均等法の中で「性別による差別禁止の範囲の拡大」とありますが、具体的にどのようなことが改正されたのですか？

A 次の3つが改正のポイントです。

・男性に対する差別の禁止

今までは女性が男性に比べ差別されている状況を改善するための法律でしたが、今回の改正により男女双方への差別を禁止する法律となりました。

・禁止される差別の追加

募集・採用、配置・昇進、定年・解雇などにおいて差別を禁止していましたが、これに加えて、降格、職種変更、雇用形態の変更、退職の勧奨などについても性別を理由とした差別が禁止されました。

・間接差別の禁止

一般事務職の募集などに「身長170cm以上」などの要件をつけた場合、一般的に男性と比較して女性は対象となる方が少なく、女性が不利益になります。このように性別以外の事柄を要件とし、一方の性に不利益を与え、合理的な理由がない場合に「間接差別」となります。

企画調整課企画係 ☎内線221番

● 家族介護慰労事業の紹介

在宅において要介護高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減と、在宅高齢者の福祉向上を目的に慰労金を支給します。

対象

介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4または5の判定を受けた市民税非課税世帯に属する在宅高齢者等を現に介護している家族で、原則、要介護認定を受けた日から起算して1年以上介護保険サービス(年間1週間以内のショートステイ利用を除く)を受けずに介護を行っている家族

※在宅高齢者が長期入院(3ヶ月以上)した場合は、対象期間から除算します。但し、長期入院をした場合であっても、その前後の期間を合算して1年以上サービスを受けなかった期間がある場合は対象となります。

支給金額 10万円(年額)

● 高齢者福祉課高齢者福祉係
☎内線 273番

● 地域包括支援センターからのお知らせ

4月に地域包括支援センターが設置されました。同センターは保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が配置され、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように次のような相談や仕事をしていますので、気軽に相談ください。

・さまざまな相談ごと(近所の一人暮らしの高齢者が心配、福祉サービスを利用したいなど)



・介護や健康のこと(要介護認定の申請、介護保険サービスを利用したいなど)

・暮らしやすい地域づくり(介護サービス事業者、ケアマネジャーなどの関係機関、地域とのネットワーク作りなど)

・権利を守ること(虐待にあっている人がいる、悪質な訪問販売の被害にあったなど)

● 地域包括支援センター

☎(23) 12332番

● 紋別保健所からのお知らせ

有効期間が、平成19年9月30日までの特定疾患医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証(経過措置医療受給者証を含む)をお持ちの方で、引き続きこの制度を利用される方は、更新の手続きが必要ですが、更新の手続きをしない場合は受給者証を使用することができませんので、ご注意ください。

受付期間

12月28日(金)まで

● 個別保健所健康推進課

保健予防係

☎(23) 3108番

● 調停相談会

日時 10月25日(木)

10時~16時

場所 オホーツク交流センター2階

相談員 調停委員

相談内容 民事関係(交通事故、金銭、土地建物、損害賠償など)、家事関係(離婚、親子関係、相続など)

※相談は無料で、秘密は厳守されますので、気軽に相談ください。

● 旭川地方裁判所紋別支部

☎(23) 2856番

● お知らせ

職員募集

平成20年度採用の市職員・消防職員を募集します。

受験資格

・一般事務職(学校教育法による大学を卒業、または平成20年3月卒業見込みの方で、昭和54年4月2日以降に生まれた方)

・消防職(大卒) (学校教育法による大学を卒業、または平成20年3月卒業見込みの方で、昭和56年4月2日以降に生まれた方)

・消防職(救急救命士) (救急救命士免許取得、または取得見込みの方で、昭和60年4月2日以降に生まれた方(平成20年3月卒業見込みの方を含む))

※このほか、消防職には身体要件等があります。

採用人数 いずれも若干名

試験日時 10月28日(日)

9時~

試験会場 市民会館小ホール

募集期間 10月9日(火)まで

採用予定日 平成20年4月1日以降

※詳細は、問い合わせ願います。市のホームページ(<http://www.mombetsu.jp/>)にも掲載しています。

● 一般事務職(庶務課職員係)

☎内線 205・460番

消防職(消防本部総務課庶務係)

☎内線 257番